

7 地下水・土壌関係

- 7.1 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果（構造基準）
- 7.2 地下水の水質汚濁に係る環境基準
- 7.3 地下水の概況調査結果
- 7.4 地下水の継続監視調査結果
- 7.5 市町村別地下水汚染判明事例数
- 7.6 土壌の汚染に係る環境基準
- 7.7 土壌汚染対策法の指定状況
 - 7.7.1 要措置区域（一部解除を含む）
 - 7.7.2 形質変更時要届出区域（一部解除を含む）

7.1 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果（構造基準）

		H29 年度	H30 年度	R01 年度
特定事業場総数		10,260	10,344	10,391
規制対象事業場数		554	564	578
構造立入検査実施延事業場数		182	165	160
延違反事業場数		15	54	44
違反率 (%)		8.2	32.7	27.5
行政措置 件数	一時停止	0	0	0
	改善命令	0	0	0
	勸告	0	6	8
	指導	14	48	36

注1：政令市も含めた全県下

注2：特定事業場総数及び規制対象事業場数は、各年度末現在の届出数

7.2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環告第10号)

項 目	基 準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

7.3 地下水の概況調査結果（令和元年度）

項目	調査井戸数 (本)	検出井戸数 (本)	検出率 (%)	超過井戸数 (本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
カドミウム	185	0	0	0	0	—	0.003 以下
全シアン	185	0	0	0	0	—	検出されないこと
鉛	185	19	10.3	1	0.5	0.001～0.016	0.01 以下
六価クロム	185	1	0.5	0	0	0.007	0.05 以下
砒素	185	70	37.8	4	2.2	0.001～0.25	0.01 以下
総水銀	185	0	0	0	0	—	0.0005 以下
アルキル水銀	17	0	0	0	0	—	検出されないこと
PCB	185	0	0	0	0	—	検出されないこと
ジクロロメタン	185	0	0	0	0	—	0.02 以下
四塩化炭素	185	1	0.5	1	0.5	0.027	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	185	1	0.5	0	0	0.0014	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	185	0	0	0	0	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	185	1	0.5	0	0	0.004	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	185	1	0.5	0	0	0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	185	0	0	0	0	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	185	0	0	0	0	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	185	2	1.1	0	0	0.001～0.005	0.01 以下
テトラクロロエチレン	185	4	2.2	0	0	0.001～0.0026	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	185	0	0	0	0	—	0.002 以下
チウラム	185	0	0	0	0	—	0.006 以下
シマジン	185	0	0	0	0	—	0.003 以下
チオベンカルブ	185	0	0	0	0	—	0.02 以下
ベンゼン	185	0	0	0	0	—	0.01 以下
セレン	185	8	4.3	0	0	0.001～0.003	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	185	130	70.3	21	11.4	0.06～30	10 以下
ふっ素	185	52	28.1	1	0.5	0.08～2.8	0.8 以下
ほう素	185	11	5.9	0	0	0.1～0.6	1 以下
1,4-ジオキサン	185	1	0.5	0	0	0.02	0.05 以下
総計 (実本数)	185	168	90.8	28	15.1	—	—

7.4 地下水の継続監視調査結果（令和元年度）

項目	調査井戸数 (本)	検出井戸数 (本)	検出率 (%)	うち 超過 井戸数 (本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
鉛	1	1	100	1	100	0.038	0.01 以下
六価クロム	1	1	100	0	0	0.014	0.05 以下
砒素	21	21	100	17	81.0	0.001~0.12	0.01 以下
ジクロロメタン	9	0	0	0	0	—	0.02 以下
四塩化炭素	88	4	4.5	1	1.1	0.0002~0.0039	0.002 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	55	6	10.9	4	7.3	0.0002~0.10	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	3	1	33.3	0	0	0.0021	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	67	8	11.9	1	1.5	0.002~0.28	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	68	20	29.4	5	7.4	0.004~2.5	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	88	4	4.5	0	0	0.0006~0.050	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	2	0	0	0	0	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	89	46	51.7	26	29.2	0.001~1.0	0.01 以下
テトラクロロエチレン	89	53	59.6	29	32.6	0.0005~3.8	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	2	0	0	0	0	—	0.002 以下
ベンゼン	9	0	0	0	0	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	18	94.7	16	84.2	9.2~37	10 以下
ほう素	1	1	100	1	100	5.6	1 以下
1,4-ジオキサン	1	1	100	1	100	0.33	0.05 以下
総 計（実本数）	130	118	90.8	87	66.9	—	—

7.5 市町村別地下水汚染判明事例数

(令和2年3月末現在)

市町村名	地区数		揮発性有機化合物等		重金属等		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		地町村名	地区数		揮発性有機化合物等		重金属等		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
千葉市	68	(94)	13	(27)	8	(12)	47	(55)	八街市	3	(5)	0	(2)	1	(1)	1	(1)
市川市	15	(35)	4	(16)	3	(7)	8	(12)				揮発性有機化合物等と重金属等の複合汚染 1(1)					
船橋市	110	(126)	16	(30)	3	(4)	91	(92)	印西市	30	(34)	4	(4)	11	(14)	15	(16)
松戸市	25	(50)	9	(17)	1	(4)	14	(27)	白井市	8	(12)	3	(5)	0	(1)	5	(6)
			揮発性有機化合物等と重金属等の複合汚染 1(2)								富里市	2	(4)	1	(3)	0	(0)
柏市	55	(82)	15	(39)	3	(5)	37	(38)	南房総市	5	(10)	0	(2)	0	(1)	5	(7)
市原市	35	(39)	4	(6)	17	(19)	14	(14)	匝瑳市	37	(37)	0	(0)	14	(14)	23	(23)
政令市計	308	(426)	61	(135)	35	(51)	211	(238)	香取市	31	(40)	2	(2)	6	(9)	23	(29)
			揮発性有機化合物等と重金属等の複合汚染 1(2)								山武市	24	(29)	0	(2)	12	(14)
銚子市	20	(22)	1	(3)	1	(1)	18	(18)	いすみ市	1	(4)	0	(3)	1	(1)	0	(0)
館山市	4	(8)	3	(6)	0	(0)	1	(2)	酒々井町	2	(2)	0	(0)	0	(0)	2	(2)
木更津市	5	(7)	0	(0)	3	(4)	2	(2)	栄町	19	(21)	0	(0)	19	(21)	0	(0)
			揮発性有機化合物等と重金属等の複合汚染 0(1)								神崎町	4	(5)	1	(1)	2	(3)
野田市	27	(37)	10	(20)	0	(0)	17	(17)	多古町	11	(11)	1	(1)	0	(0)	10	(10)
茂原市	9	(23)	1	(15)	7	(7)	1	(1)	東庄町	6	(8)	0	(2)	0	(0)	6	(6)
成田市	59	(82)	3	(7)	29	(40)	27	(35)	大網白里市	16	(19)	0	(0)	16	(19)	0	(0)
佐倉市	19	(23)	8	(11)	2	(3)	9	(9)	九十九里町	19	(22)	1	(2)	17	(19)	1	(1)
東金市	16	(23)	1	(1)	10	(13)	5	(9)	芝山町	86	(88)	2	(2)	4	(6)	80	(80)
旭市	31	(33)	0	(1)	14	(15)	17	(17)	横芝光町	54	(57)	0	(1)	16	(18)	38	(38)
習志野市	8	(9)	1	(2)	1	(1)	4	(4)	一宮町	4	(5)	3	(4)	1	(1)	0	(0)
			揮発性有機化合物等と重金属等の複合汚染 2(2)								睦沢町	1	(1)	0	(0)	1	(1)
勝浦市	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	長生村	17	(17)	0	(0)	17	(17)	0	(0)
流山市	0	(5)	0	(4)	0	(1)	0	(0)	白子町	8	(13)	0	(2)	7	(8)	1	(3)
八千代市	34	(42)	12	(20)	1	(1)	21	(21)	長柄町	1	(1)	0	(0)	1	(1)	0	(0)
我孫子市	75	(87)	11	(20)	32	(32)	31	(32)	長南町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
			揮発性有機化合物等と重金属等の複合汚染 1(3)								大多喜町	1	(1)	1	(1)	0	(0)
鴨川市	3	(7)	1	(5)	0	(0)	2	(2)	御宿町	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
鎌ヶ谷市	7	(10)	5	(7)	0	(0)	2	(3)	鋸南町	4	(4)	0	(0)	1	(1)	3	(3)
君津市	2	(4)	2	(4)	0	(0)	0	(0)	政令市以外計	732	(914)	80	(181)	251	(296)	397	(430)
富津市	2	(9)	0	(7)	1	(1)	1	(1)				揮発性有機化合物等と重金属等の複合汚染 4(7)					
浦安市	1	(4)	0	(0)	0	(2)	1	(2)	県計	1040	(1340)	141	(316)	286	(347)	608	(668)
四街道市	9	(18)	2	(7)	1	(1)	6	(10)				揮発性有機化合物等と重金属等の複合汚染 5(9)					
袖ヶ浦市	7	(7)	0	(0)	2	(2)	5	(5)	市町村数	50	(53)	30	(41)	37	(43)	41	(41)

注1：毎年度環境省が実施する地下水汚染に関するアンケート調査結果を元に集計

注2：数値は、現在環境基準超過が確認されている事例数

注3：括弧内の数値は、現在及び過去に環境基準超過が確認された事例数

(現在及び過去からの事例数) = (現在の事例数) + (改善事例数) + (一時達成事例数) + (調査不能事例数)

7.6 土壌の汚染に係る環境基準

〔土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環告第46号）〕から抜粋

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注：汚染が自然的原因であることが明らかである場所・原材料の堆積場・廃棄物の埋立地・基準項目に係わる物質の利用又は処分を目的とした集積施設に係わる土壌については適用されない。

7.7 土壌汚染対策法の指定状況

7.7.1 要措置区域（一部解除を含む）

（令和2年3月末現在）

整理番号	指定番号	指定年月日	要措置区域の地番	面積(m ²)	特定有害物質	告示番号
1	H23 要-1	H24. 2. 17	成田市大菅字女化 17 番 1 の一部及び字くじみね 16 番の一部	70	テトラクロロエチレン	H23 年告示 79 H26 年告示 69 H28 年告示 426
4	H25 要-1	H25. 6. 25	旭市琴田字一番割 2844 番 1 の一部、2845 番 1 の一部、2846 番の一部、2849 番の一部、2850 番の一部、2852 番の一部、2855 番の一部、2856 番の一部及び 2858 番 5 の一部	10, 104. 95	トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物	H25 年告示 444 H28 年告示 357
5	H26 要-1	H26. 5. 23	四街道市物井字出口 1399 番 3 の一部、1399 番 16 の一部及び 1399 番 17 の一部	1, 190. 6	ほう素及びその化合物	H26 年告示 373 H27 年告示 353 H29 年告示 563
6	H26 要-2	H26. 10. 3	旭市二字太四郎台 3237 番の一部	272. 2	ベンゼン	H26 年告示 620 H28 年告示 358
7	H26 要-3	H27. 2. 17	八千代市大和田新田字長兵衛野 711 番 2 の一部	100. 0	カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物	H27 年告示 58 H30 年告示 114 R01 年告示 208 R01 年告示 209
13	H29 要-2	H29. 12. 12	四街道市小名木字滝原 292 番 1 の一部、302 番 1 の一部、302 番 4 の一部及び 335 番 23 の一部	900. 0	六価クロム化合物	H29 年告示 796
14	H29 要-3	H29. 12. 15	君津市三直字宇曾貝 689 番 1 の一部、内箕輪字野馬木戸 70 番、外箕輪字白旗台 1042 番 1 及び壱師字白旗台 612 番 1	41, 092. 7	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン並びにトリクロロエチレン	H29 年告示 799
15	H30 要-1	H30. 6. 1	流山市西初石 6 丁目 835 番 1 の一部	200. 0	トリクロロエチレン	H30 年告示 259
17	H30 要-3	H30. 12. 28	八千代市緑が丘西二丁目 12 番 2 の一部	100. 0	ふっ素及びその化合物	H30 年告示 550

注：土壌汚染対策法の政令における指定市を除きます。

7.7.2 形質変更時要届出区域(一部解除を含む)

(令和2年3月末現在)

整理番号	指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積(m ²)	特定有害物質	告示番号
3	H17-2	H17.10.18	佐倉市上志津字矢橋 1077 番 55	133.08	テトラクロロエチレン	H17 年告示 726 H17.10.28 第 12043 号で修正
4	H18-1	H18.8.8	流山市流山字東谷 945 番 1	967	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン並びにトリクロロエチレン	H18 年告示 726 H30.8.17 第 13353 号で修正
8	H22 形-1	H23.3.29	君津市君津 1 番の一部	18,566	ふっ素及びその化合物	H22 年告示 253
9	H23 形-1	H23.7.5	君津市君津 11 番、12 番、15 番、19 番及び 21 番の一部	51,500	ふっ素及びその化合物	H23 年告示 497
10	H23 形-2	H24.2.10 H27.3.20 R01.7.19 R01.9.30	<1>埋立地特例区域 袖ヶ浦市中袖 5 番 4 の一部、5 番 5、5 番 6、5 番 10 の一部、5 番 11 の一部、5 番 15、5 番 16 及び 5 番 18 並びに長浦字拓式号 580 番 292 の一部、580 番 293 の一部、580 番 301 の一部、580 番 304、580 番 305 の一部、580 番 306 の一部、580 番 308、580 番 309、580 番 310、580 番 311、580 番 312 及び 580 番 316 の一部 <2>埋立地管理区域 袖ヶ浦市長浦字拓式号 580 番 293 の一部、580 番 314 及び 580 番 316 の一部	<1>53,858 <2>34,893	ふっ素及びその化合物並びに砒素及びその化合物	H23 年告示 73 H27 年告示 247 R01 年告示 120
12	H24 形-1	H24.11.6	山武郡横芝光町新井字舞台地先、字矢井道地先、字六反町地先、字五反町地先、字中町地先、字沼地先、字根之町地先、字鍵免地先、字松内地先、字境田地先及び字小島地先並びに篠本字稻荷地先、字下埜地先、字下五町地先、字内新田地先、字上五町地先及び字上新五町地先 (自然由来特例区域)	3,810	砒素及びその化合物	H24 年告示 648
15	H25 形-1	H25.6.25	旭市琴田字一番割 2846 番の一部及び 2849 番の一部	100.0	ふっ素及びその化合物	H25 年告示 445
16	H25 形-2	H25.7.23	香取市大戸字登り大縄 1856 番 2 の一部他 (自然由来特例区域)	18,311.0	砒素及びその化合物	H25 年告示 499
17	H25 形-3	H25.9.27	木更津市築地 1 番 4 及び 1 番 6 (埋立地管理区域)	273,909.0	砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物	H25 年告示 584
18	H25 形-4	H25.11.15 H27.1.30 H29.2.3 H30.2.20	茂原市早野字昭和 3593 番 1 の一部、字中ノ窪 3300 番の一部並びに字二番原 2870 番の一部	4,200.0	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物	H25 年告示 714 H27 年告示 32 で追加 H29 年告示 119 で一部解除 H30 年告示 65 で一部解除
22	H26 形-3	H26.8.29 H27.5.29 R01.5.14	富津市新富 25 番の一部、33 番 5 の一部、33 番 7 の一部、33 番 9 の一部、33 番 13 の一部及び 34 番 1 の一部 (埋立地特例区域)	424,688	砒素及びその化合物	H26 年告示 551 H27 年告示 414 R01 年告示 10 で追加

整理番号	指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積(㎡)	特定有害物質	告示番号
23	H26 形-4	H26. 9. 19	浦安市北栄3丁目771番1、771番1地先、771番4、772番2、773番2、774番3の一部、775番2の一部、776番6の一部、778番3、778番6の一部、779番1、779番1地先、779番2、779番2地先、779番5、779番5地先、779番6及び779番6地先並びに猫実2丁目761番14の一部	5,633.44	六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びに砒素及びその化合物	H26年告示578
25	H26 形-6	H27. 1. 30	浦安市猫実一丁目1624番3の一部	22.00	ポリ塩化ビフェニル	H27年告示33
28	H27 形-1	H27. 4. 10 (H31. 1. 4)	八千代市吉橋字新山2387番8の一部、2387番9の一部、2387番10の一部、2387番20の一部、2387番21の一部、2387番22の一部、2387番23の一部、2387番24の一部及び2387番25の一部 八千代市緑が丘西七丁目698番の一部(土地区画整理事業の換地処分による地番の変更)	136.731	鉛及びその化合物	H27年告示346
29	H27 形-2	H27. 4. 10 H28. 3. 4 H30. 6. 8	袖ヶ浦市長浦字拓式号580番307の一部 (埋立地管理区域)	25,057.69	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物	H27年告示347 H28年告示122 で一部解除 H30年告示269
32	H28 形-1	H28. 6. 17	八千代市上高野字木戸場1734番4の一部及び字野路作2034番1の一部	506.03	鉛及びその化合物	H28年告示379
33	H28 形-2	H28. 8. 16	習志野市茜浜一丁目5番1の一部	100	ふっ素及びその化合物	H28年告示443
34	H28 形-3	H28. 10. 14 H29. 10. 3 (H31. 1. 4)	八千代市吉橋字新山2387番14の一部、2387番17の一部、2387番36の一部、2387番38の一部、2387番40の一部、2387番41の一部、2387番46の一部、2387番47の一部、2387番49の一部、2387番54の一部及び2387番56の一部 八千代市緑が丘西七丁目687番の一部及び700番の一部(土地区画整理事業の換地処分による地番の変更)	184.89	鉛及びその化合物	H28年告示516 H29年告示665で 一部解除
36	H28 形-5	H28. 11. 29 (H31. 1. 4)	八千代市大和田新田字坪井向1213番1の一部、1213番3の一部及び1213番19の一部 八千代市緑が丘西五丁目519番の一部及び522番の一部(土地区画整理事業の換地処分による地番の変更)	1,114.64	鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物	H28年告示593
37	H28 形-6	H28. 12. 2	富津市数馬字障子田619番1の一部、619番3の一部、620番2の一部、620番3の一部及び622番2の一部並びに更和字丹後1番17の一部、1番18の一部、1番21の一部及び1番23の一部	279.00	砒素及びその化合物	H28年告示600
38	H29 形-1	H29. 8. 22	富津市新富21番1の一部 (埋立地管理区域)	400.00	ふっ素及びその化合物	H29年告示602
41	H29 形-4	H29. 12. 12	四街道市小名木字滝原292番1の一部、292番10の一部、302番1の一部、302番4の一部、335番23の一部及び335番29の一部	4,416.80	鉛及びその化合物	H29年告示797
42	H29 形-5	H29. 12. 15	君津市三直字宇曾貝689番1の一部、内箕輪字野馬木戸70番、外箕輪字白旗台1042番1及び空師字白旗台612番1	39,066.20	鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物	H29年告示800

整理番号	指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の地番	面積(m ²)	特定有害物質	告示番号
43	H29 形-6	H30. 1. 30	長生郡長生村信友字笹島 1297 番 1 の一部 (自然由来特例区域)	31,046.59	砒素及びその化合物	H30 年告示 42
44	H30 形-1	H30. 7. 6	習志野市芝園二丁目 1 番 92 の一部 (埋立地管理区域)	300.00	ふっ素及びその化合物	H30 年告示 306
45	H30 形-2	H30. 8. 17	八千代市緑が丘西七丁目 1 番 1 の一部	1,190.70	鉛及びその化合物並びに ふっ素及びその化合物	H30 年告示 342
46	H30 形-3	H30. 8. 21	南房総市谷向字徳屋 400 番の一部	365.00	鉛及びその化合物	H30 年告示 347
47	H30 形-4	H30. 11. 13	八千代市上高野字中野 1807 番 13 の一部	303.26	鉛及びその化合物	H30 年告示 480
48	H30 形-5	H30. 12. 18	袖ヶ浦市北袖 14 番の一部 (埋立地管理区域)	21,005	ふっ素及びその化合物	H30 年告示 535
49	H30 形-6	H30. 12. 28	八千代市緑が丘西二丁目 12 番 2 の一部及び 12 番 16 の一部	278.1	鉛及びその化合物	H30 年告示 551
50	R01 形-1	R1. 11. 1	我孫子市中峠字寺曾根 2274 番の一部	907.4	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物	R01 年告示 277
51	R01 形-2	R1. 11. 29	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	1,023.80	ふっ素及びその化合物	R01 年告示 307
52	R01 形-3	R2. 1. 24	茂原市早野字明光 3119 番 5 の一部	27	ふっ素及びその化合物	R02 年告示 27
53	R01 形-4	R2. 1. 31	東金市家徳字上南 153 番 1 の一部、 153 番 3 の一部及び 154 番 3 の一部	300	ふっ素及びその化合物	R02 年告示 37
54	R01 形-5	R2. 3. 3	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	642.01	ふっ素及びその化合物	R02 年告示 86
55	R01 形-6	R2. 3. 3	香取市佐原字粉名口 2127 番 1 の一部、 口 2127 番 3 の一部及び口 2127 番 3 地先	361.54	砒素及びその化合物	R02 年告示 87
56	R01 形-7	R2. 3. 10	袖ヶ浦市中袖 2 番 1 の一部及び 2 番 4 の一部 (埋立地管理区域)	2,361.80	砒素及びその化合物並びに ふっ素及びその化合物	R02 年告示 102
57	R01 形-8	R2. 3. 17	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	6,827.07	鉛及びその化合物並びに ふっ素及びその化合物	R02 年告示 136
58	R01 形-9	R2. 3. 27	君津市君津 1 番の一部 (埋立地管理区域)	2,004.66	鉛及びその化合物並びに ふっ素及びその化合物	R02 年告示 162

注：土壤汚染対策法の政令における指定市を除きます。